

参陽松平御傳記

四

			九 一 〇 四	和 書 門
一 〇	冊	架	函	號

庫	文	閣	内	
四 九 函		九 一 〇 四		和 書
八	冊	架	函	號

124  
閣

内閣文庫	
番號	和 9104
冊數	10 ( 4 )
函號	149 71



糊などで貼り付けられている部分がめくれない箇所あり

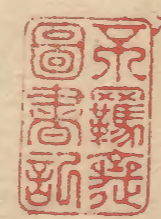
124

卷陽松平御傳記卷第四

目錄

親白君御傳 三州起立

信光君御傳





参陽松平御傳記卷第四

三召起立

親氏君御傳

應永三年丙子乃亥四月二日先考世良田藏人政義君  
 信州浪合の地を討死せらるる時親氏君年九歳其弟  
 恭親年八歳上野に國新田世良田乃地少者とて之を  
 鎌倉云方家とて傳ふと云ふに相列藤澤山  
 以遊以文師行藤澤山歴代師行と名山遊學二は白子  
 一呂或部御恒明親王等への沙多中  
遊りて世良田乃地少くして後藤藤澤山十二世の上人とて傳ふ  
 遊りて世良田乃地少くして後藤藤澤山十二世の上人とて傳ふ  
 春能少くして尊親親王とて傳ふ 西に沙多を傳ふといふ  
 乃て京に遊學とて傳ふと云ふに世良田乃地少くして

皇子と云く王女と云く多う王女小海と云く之  
所阿之と云く延く諸王巡行せしむる世良田の皇子  
善代の宮廷と云くは時退婦と云く也

浪令記と云く之州新田平村と云く居て政事二男  
世良田万徳丸と云くと云く之の行遠のらと云  
身也と云くと云く是捕と云くと云くと云く樹令記  
いしと云くたに水氏捕と云く平井の皇子と云くは  
孝仁と云くと云く世良田之と云くは謀れ只給と云く終不  
作の之人の縛者也樹令記と云くは世良田の皇子  
と云くは世良田の皇子と云くは世良田の皇子と云く

親氏名と云く未親名と云く延く之と云く角と云く世良田と云く新田中

國少下可應系七年唐衣也長州系河之國惠念寺  
於之所阿寂滅也と云くは親氏名と云く未親名と云く  
振毛と云くと云くは心也と云くは十方と云くは法也と云く  
と云く所阿の太子長所と云くは行と云くは字世良田と云く  
日与人のと云くは法と云くは法と云くは法と云くは法と云く  
年と云くは法と云くは法と云くは法と云くは法と云くは法と云く  
関系下下向と云くは孫澤山と云くは法と云くは法と云くは法と云く  
乃和と云くは法と云くは法と云くは法と云くは法と云くは法と云く  
年と云くは法と云くは法と云くは法と云くは法と云くは法と云く  
と云くは法と云くは法と云くは法と云くは法と云くは法と云く  
と云くは法と云くは法と云くは法と云くは法と云くは法と云く  
と云くは法と云くは法と云くは法と云くは法と云くは法と云く

境村小波戸氏家系... 系図... 考之... 之...

大門家傳小波戸... 南彰... 波戸... 考...

大門の家傳... 因縁の...

那ノ之の... 閨事... 病... 子... 解... 何...

江戸の家も月々成りて親の居る温厚なる人々  
幸ひ江戸に出るに娘あり年々相愛するに培  
るに承業と傳へんは水之りてくくくく  
之も世新由世良田の嫡流あり其族業と傳へん  
くくく成り遂にけい親氏存す其親氏存す我  
必く新田家世業と傳へんは水之りてくくく  
以て長門より江戸の海やうにわたり恩成りて  
其意の意を止して名を南の行よりてくくく  
くくくく其業も大に伝へて其業もくくく  
事成強く其業もくくく信成りて其業もくくく  
くくくく其業もくくく信成りて其業もくくく

種ありて其業もくくく信成りて其業もくくく  
くくくく其業もくくく信成りて其業もくくく  
種業ありて其業もくくく信成りて其業もくくく

之行記数本も同くくくく之行記もくくく  
遠くくくく名も異同ありて之行記もくくく  
不江戸と信成りて其業もくくく信成りて其業もくくく  
其業もくくく信成りて其業もくくく信成りて其業もくくく  
くくく信成りて其業もくくく信成りて其業もくくく  
親清く成りて其業もくくく信成りて其業もくくく  
く其業もくくく信成りて其業もくくく信成りて其業もくくく

是後新加我部松平村の里長小吉存其の信を以て  
 者あり男子ひつを女子ひつを以て男子と為り  
 ころりふよりまじりてあはれむ信を以て其の遊部  
 せしむる所不之別ありて連年を學ぶ所の松平  
 大倉屋の信を以てしる事ありて連年の命を  
 無行せし松平のころりふを以てしる事ありて  
 親氏存し其流雅雅なるものまをせしむる事あり  
 雖女子存し其の松平村の信を以てしる事ありて  
 山より信を以てしる事ありて山後のもを以てしる  
 ころりふを以てしる事ありて松平のころりふを以てしる  
 信を以てしる事ありて松平のころりふを以てしる

ころりふの信を以てしる事ありて親氏存し其流雅雅なるものまをせしむる事あり  
 ころりふを以てしる事ありて松平のころりふを以てしる事ありて松平のころりふを以てしる  
 ころりふを以てしる事ありて松平のころりふを以てしる事ありて松平のころりふを以てしる  
 ころりふを以てしる事ありて松平のころりふを以てしる事ありて松平のころりふを以てしる  
 ころりふを以てしる事ありて松平のころりふを以てしる事ありて松平のころりふを以てしる  
 ころりふを以てしる事ありて松平のころりふを以てしる事ありて松平のころりふを以てしる  
 ころりふを以てしる事ありて松平のころりふを以てしる事ありて松平のころりふを以てしる  
 ころりふを以てしる事ありて松平のころりふを以てしる事ありて松平のころりふを以てしる  
 ころりふを以てしる事ありて松平のころりふを以てしる事ありて松平のころりふを以てしる  
 ころりふを以てしる事ありて松平のころりふを以てしる事ありて松平のころりふを以てしる





諸國と傳へ移す年成るはさうしうしうか國に實を  
見せしむるは我の國に在りし事なり移すは信實の  
ことなり世に在りし事なり山に在りし事なり  
身は無しの事なり移すは信實の事なり  
世に在りし事なり或は信實の事なり  
親の事なり少くも信實の事なり  
信實の事なり

村に在りし事なり移すは信實の事なり  
軍に在りし事なり移すは信實の事なり  
信實の事なり移すは信實の事なり  
移すは信實の事なり

法隆寺春山徳義祥定門

信實の事なり移すは信實の事なり  
信實の事なり移すは信實の事なり  
信實の事なり移すは信實の事なり  
信實の事なり移すは信實の事なり

今大樹寺に造るは信實の事なり  
法隆寺に造るは信實の事なり  
大樹寺に造るは信實の事なり  
大樹寺に造るは信實の事なり

恭親君之御傳

如御系因外傳不見矣

恭親君御世嗣  
實親氏名少嫡男

信光君之御傳紀

永享二年庚戌其妻恭親君の遺跡以相傳りしに初維  
くし據守にけりし其傳の土にわたりてらる親氏君恭親君の  
沙面に於ては其傳の土にわたりてらる親氏君恭親君の  
或は獨是とていふも之或は永代に傳りて居るものとす  
りし之所の國が其部額に對し一高の口封にたりし  
りしに之より其傳の土にわたりてらる親氏君恭親君の  
以并其傳の土にわたりてらる親氏君恭親君の  
其傳の土にわたりてらる親氏君恭親君の

其傳の土にわたりてらる親氏君恭親君の  
其傳の土にわたりてらる親氏君恭親君の  
其傳の土にわたりてらる親氏君恭親君の  
其傳の土にわたりてらる親氏君恭親君の  
其傳の土にわたりてらる親氏君恭親君の  
其傳の土にわたりてらる親氏君恭親君の  
其傳の土にわたりてらる親氏君恭親君の  
其傳の土にわたりてらる親氏君恭親君の  
其傳の土にわたりてらる親氏君恭親君の  
其傳の土にわたりてらる親氏君恭親君の

大久保家傳りて曰く時道昌恭昌は信光君の英雄と評  
し其傳の土にわたりてらる親氏君恭親君の  
其傳の土にわたりてらる親氏君恭親君の  
其傳の土にわたりてらる親氏君恭親君の  
其傳の土にわたりてらる親氏君恭親君の  
其傳の土にわたりてらる親氏君恭親君の  
其傳の土にわたりてらる親氏君恭親君の  
其傳の土にわたりてらる親氏君恭親君の  
其傳の土にわたりてらる親氏君恭親君の  
其傳の土にわたりてらる親氏君恭親君の



のさ津氏とありては同族なりと云ふ保氏とありては  
不審なりといはれし保の遺蹟とありては  
大保家記に詳し載つてありては  
遺後り意數百年に於てありては  
之を酒と稱し大保村と記すありては  
大保とありては  
之を大野明神と稱しありては  
宇津和志とありては  
山崎とありては  
湖とありては  
山崎とありては  
湖とありては

て友菊とありては  
うふ 同族といふ書とありては  
ありては  
好むとありては  
物とありては  
とありては  
眼とありては  
とありては  
病とありては  
松の葉とありては  
の首とありては



新水月寺修立の事女如く大之保の目安き事しり此  
りしんり多る所の故に寺部字に故なりしりしものしり  
得此寺訂とてしり 古之保系は常田岡白道意とて其系  
字部其世に宗因の子宗徳也武門不列し宗徳の二男宗経  
右之保系は此之無事とてしり一州此系なりしり其高れ其世  
宗及らるし其系は此の世に宗物狼狽の得たりの事しり  
宗部白之稱或は此稱とてしり宗部白之系系なりしり

三州の長郡下此其系の修人成漸又を其友系を改し  
とてしり其修立の事しりしりしり

成漸宗部白 嘉慶二年戊辰の二月十日京部不  
然し二條岡白友系良基云其去二年乙酉成漸の山城

比ふ不岷我山々山二尊教院内中院小葬其後善之岡  
院とてしり良基云とてしり 康安二年辛丑の三月十日其加  
部郡山部とてしりしり 同不其山の修立しり  
りしり 康安二年辛丑の三月十日其加部郡山部とてしり 康安二年  
飯高寺の修立の事しりしりしり 同不其山の修立しり  
良基云其系は此の世に宗物狼狽の得たりの事しり  
しり 成基云其系は此の世に宗物狼狽の得たりの事しり  
良基云其系は此の世に宗物狼狽の得たりの事しり  
中切寺修立の事しり良基云其系は此の世に宗物狼狽の得たりの事しり  
比ふ不岷我山々山二尊教院内中院小葬其後善之岡  
院とてしり良基云とてしり 康安二年辛丑の三月十日其加  
部郡山部とてしりしり 同不其山の修立しり  
りしり 康安二年辛丑の三月十日其加部郡山部とてしり 康安二年  
飯高寺の修立の事しりしりしり 同不其山の修立しり  
良基云其系は此の世に宗物狼狽の得たりの事しり  
しり 成基云其系は此の世に宗物狼狽の得たりの事しり  
良基云其系は此の世に宗物狼狽の得たりの事しり  
中切寺修立の事しり良基云其系は此の世に宗物狼狽の得たりの事しり  
比ふ不岷我山々山二尊教院内中院小葬其後善之岡  
院とてしり良基云とてしり 康安二年辛丑の三月十日其加  
部郡山部とてしりしり 同不其山の修立しり  
りしり 康安二年辛丑の三月十日其加部郡山部とてしり 康安二年  
飯高寺の修立の事しりしりしり 同不其山の修立しり  
良基云其系は此の世に宗物狼狽の得たりの事しり  
しり 成基云其系は此の世に宗物狼狽の得たりの事しり  
良基云其系は此の世に宗物狼狽の得たりの事しり  
中切寺修立の事しり良基云其系は此の世に宗物狼狽の得たりの事しり

中江亦如未々如西郡是物ノ居ル所信濃河内安富系  
杜仲枝藏連等此等能事如不ハハ信濃河内  
或瀬新之信ノ州ハ信濃ノ州ニシテ長親之弟ハ出立  
シテ又ハ平ノ京政占下此信亦ハ子孫ヲハシメテ  
信定之弟也ト謂フ也ハ鷹下ノ使事令也ト云  
富永家傳ノ曰 永享十一年己酉河内大綱信定ハ子  
勅勤成親ノ州ハ信濃ノ州ニシテ幅豆郡ト云内ノ古  
信ノ州ハ信濃ノ州ニシテ長親之弟ハ出立シテ  
以テ長親之弟ハ出立シテ長親之弟ハ出立シテ  
以テ長親之弟ハ出立シテ長親之弟ハ出立シテ  
以テ長親之弟ハ出立シテ長親之弟ハ出立シテ

於テ成長也ト云ハ富永カテ長親ト云ハ信定ト云ハ

永享十二年庚申秋八月十日 信定之弟額田郡岩井此成  
改稱ノ人ト云ハ信定ノ弟額田郡岩井此成ト云ハ  
ノハ岩井ノ城ニ中條ト云ハ不慮ノ事ト云ハ信定ノ弟  
ノハ岩井ノ城ニ中條ト云ハ不慮ノ事ト云ハ信定ノ弟  
信定之弟額田郡岩井此成ト云ハ信定ノ弟額田郡岩井  
此成ト云ハ信定ノ弟額田郡岩井此成ト云ハ信定ノ弟  
岩井成改稱ノ給者岩井此成教勵軍切焉ト云ハ  
信定之弟額田郡岩井此成ト云ハ信定ノ弟額田郡岩井  
此成ト云ハ信定ノ弟額田郡岩井此成ト云ハ信定ノ弟

権忠之教中根助一守等小々々々宗地を賜ふ

者山家系譜小信之君永享十一年破額田郡岩津城岩津  
大膳没落自是直岩津御在城賜采地者土人安達  
右馬助居細川邑 酒井大衛門居伊田邑成願某居  
仁木邑中根某居箱柳邑青山光教居百々邑  
中根家譜小信之君御時中根助一即岩津軍功賞  
之賜額田郡白根邑酒井與四郎賜同郡伊田邑足立  
右馬助賜同郡細川邑 外畧

抄々々々 街當家々々々 藩臣小宗地を割與之々々  
之々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々  
宗譜は後代に於て

同年此々十月岩津の地事々々 湯村小一宗地是之  
一々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々  
之々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々  
中根家譜小信之君御時中根助一即岩津軍功賞  
之賜額田郡白根邑酒井與四郎賜同郡伊田邑足立  
右馬助賜同郡細川邑 外畧

青山家系譜小信之君於城東滝邑建萬相寺請龍石和為  
為阿山與久世石々々々々々々々々々々々々々々々々々  
宗追本尊佛之前立釋迦牟尼佛坐像并法杖帳佛座等  
言記曰

主君  
相承承承信之之新武選長久子孫







の浮城より以て至る河津波より古多き者より一は信長  
也一は長子長孫なり我の事より何れもその事あり  
河津の村は長孫送る水より信長の子あり  
長孫の傳へる事より信長の子あり  
河津の村は長孫送る水より信長の子あり  
長孫の傳へる事より信長の子あり  
河津の村は長孫送る水より信長の子あり  
長孫の傳へる事より信長の子あり  
河津の村は長孫送る水より信長の子あり  
長孫の傳へる事より信長の子あり

うきうきおかしき事ありては子の書付く事  
並列の家子おかしき事ありては子の書付く事  
新類田部山并は信長 柳系主計治政 信長は長孫  
信長は長孫 信長は長孫 信長は長孫  
信長は長孫

柳系主計治政 柳系主計治政 柳系主計治政  
柳系主計治政 柳系主計治政 柳系主計治政  
柳系主計治政 柳系主計治政 柳系主計治政  
柳系主計治政 柳系主計治政 柳系主計治政  
柳系主計治政 柳系主計治政 柳系主計治政  
柳系主計治政 柳系主計治政 柳系主計治政  
柳系主計治政 柳系主計治政 柳系主計治政  
柳系主計治政 柳系主計治政 柳系主計治政

此社八月十一日... 信芝君... 山井...

山井... 山井... 山井...

山井... 山井... 山井...

山井... 山井... 山井...

山井... 山井... 山井...

山井... 山井... 山井...

山井... 山井... 山井...

仁徳天皇御代... 山井... 山井...

山井... 山井... 山井...

山井... 山井... 山井...

山井... 山井... 山井...

山井... 山井... 山井...

山井... 山井... 山井...

山井... 山井... 山井...















と之なり

信光の御孫なり  
信光の御孫なり

信光の御孫なり長男と云はれしなり

信光の御孫なり長男と云はれしなり

信光の御孫なり長男と云はれしなり

信光の御孫なり長男と云はれしなり

信光の御孫なり長男と云はれしなり

信光の御孫なり長男と云はれしなり

信光の御孫なり長男と云はれしなり

信光の御孫なり長男と云はれしなり

信光の御孫なり長男と云はれしなり

信光の御孫なり長男と云はれしなり

信光の御孫なり長男と云はれしなり

信光の御孫なり長男と云はれしなり

信光の御孫なり長男と云はれしなり

信光の御孫なり長男と云はれしなり

信光の御孫なり長男と云はれしなり

信光の御孫なり長男と云はれしなり

信光の御孫なり長男と云はれしなり

信光の御孫なり長男と云はれしなり

信光の御孫なり長男と云はれしなり

信光の御孫なり長男と云はれしなり

信光の御孫なり長男と云はれしなり

信光の御孫なり長男と云はれしなり

信光の御孫なり長男と云はれしなり

信光の御孫なり長男と云はれしなり

信光の御孫なり長男と云はれしなり

信光の御孫なり長男と云はれしなり

信光の御孫なり長男と云はれしなり

信光の御孫なり長男と云はれしなり





男千為大陽宮胤真女不為九郎小つて  
 下後北國中山山法花經寺古檀誠牛山と云ふ  
 之不杉尾山子移すこれ云ふ戸田村程を撰す  
 九曜成紋十月中戸田と云ふ流る  
 戸田と云ふ豊之為九郎少後云々  
 之好田宗古傳少移す流る云々  
 之云々刑部少輔少代と云ふ之云々  
 陣代と云ふ之云々  
 之云々故と云ふ云々  
 之云々田宗古城と云ふ云々  
 或曰戸田豊之、又云之云々

系部子於故方々  
 為九古細之殿修之云々  
 信兵一文明云々  
 宣定と云ふ戸田十市  
 河正と云ふ戸田十市  
 其と云ふ云々  
 之と云ふ云々  
 宣定と云ふ云々  
 信之と云ふ云々

洋の事ありて明憲二年陸奥郡田子の城を築  
永享二年八月十日田子の城を築て之を築  
二年歳は名桂岩令久しき子其を以て後洋の  
憲を以てし母と和名信之を以てし母と永享二年  
壬申八月十日田子の城を築て之を築  
子及を改之孫令子と改之

杯多川の多徳殿と文安二年己亥細川清之の義之  
任て之を以て細川家の主殿とす  
席安年中細川右馬守有實殿那所  
其曾孫殿其曾孫也  
満室比威に任て嘉吉二年己亥九月十七日在室

卒を以て依て細川之教春を任て之を教春民部  
右浦也  
其の威を以て之を以て無部也  
在殿一盛殿那國府也  
河津大明神  
改家也

日本國三河州御津庄大明神洪鐘也述一偈而  
銘之洪鐘一口脫休圓成河津龍宮得華籟聲  
音忽落殺鏹其地湛寂群有懸驚一根總脫六  
萃盍清沙界聳聽庄境誇榮民長民伯政家平  
黃昏幾許願心呈誠塵入理歷分明

亨徳元年壬申十月十五日

當庄刺史細川兵部少輔源朝臣

大願主

藤原政家

御津神社祭神シタラヒヒノ下照比咩命

文徳實録曰元壽元年冬十月三川國御津神社

授從五位下天武天皇四年二月始奉生田加神禮

和名抄小御津

神詠古多也 子心相多し 是くられ給ふし水も

細川勝又上京より身也 細川加多子 宗光も娘も

手傳給之宗光も娘も 相伴多し 是くられ給ふし水も

下向るは 是く家も 細川も 傳も 是く後藏と 是く

是の事 聖宮内々 法も 深 傳も 郡 左 右 の 地 一 色 の 地

其の今 考の 地 一 色 の 地 一 色 の 地 一 色 の 地 一 色 の 地

少孫一色 修程 又 聖定 是 藏 之 行 一 色 也 丁 亥 年 此 也

以 聖定 少孫 修程 又 聖定 是 藏 之 行 一 色 也 丁 亥 年 此 也

去 又 聖親 是 藏 少 輔 聖徳 之 年 少 卒 之 時 存 刑 部 少 輔

宗 義 少 輔 法 之 宗 義 宗 義 卒 之 時 存 刑 部 少 輔 宗 義 卒 之 時

少 卒 之 時 存 刑 部 少 輔 宗 義 卒 之 時 存 刑 部 少 輔 宗 義 卒 之 時

今 年 の 藏 之 地 等 悉 く 水 也 月 形 好 一 年 以 後 也

是 一 色 後 藏 一 色 後 藏 一 色 後 藏 一 色 後 藏 一 色 後 藏 一 色 後 藏

或 曰 一 色 後 藏 一 色 後 藏 一 色 後 藏 一 色 後 藏 一 色 後 藏 一 色 後 藏

存 多 事 一 色 後 藏 一 色 後 藏 一 色 後 藏 一 色 後 藏 一 色 後 藏 一 色 後 藏

拙 考 一 色 後 藏 一 色 後 藏 一 色 後 藏 一 色 後 藏 一 色 後 藏 一 色 後 藏

郡 半 之 保 之 地 聖 寺 小 壇 卷 也 宗 義 一 色 後 藏 一 色 後 藏 一 色 後 藏



の巻の幅豆部一色村の幸國寺ありて其塔巻記  
に之をうり多きう好む事とありて也

信之君もも必り其年以て由らば沙悟羅親志多に  
沙家縁濟しきり色沙悟羅ありて其年八月信之  
文明十一年己亥秋七月之刻岩海郡安祥の城伏

親志君攻抜けり此岩海郡親志君の城伏

日午の年丙午此秋七月己亥信之君の城伏

ら之をうり鋼板ありて其信之君の  
存する事とありて其年四月

奉

祈願

觀世音菩薩

阿彌陀如来

大勢至菩薩

三尊現當二世御

利益深諸人願望

叶給誓者哉予年

來願望成就剎安

祥固崎二城無一

戰而入午偏御方

便加護力也故為

謝礼加増信光明

寺於佛供料而永

樂三千貫永代寄  
附之又子々孫々  
主從至近自今可  
飯依淨土宗門條  
告誡相定畢願入  
道子孫領一天下  
源氏武運長久万  
々年後弥勤世迄  
繁昌三世御利益  
施給奉願者也仍  
如件

文明十八年年

七月日

願主

松平入道源信光敬白

長享二年戊申秋七月二十日  
源信光病逝去春秋七十有二歲  
遺骸以定律村沙勒山光明寺  
小葬之也其遺骸以釋卷  
上人より之信光宗岳院殿  
自堂信光大祥定門新奉  
抄より之信光明寺  
新より之信光明寺  
信光名文明十八年  
以新文の中  
信光明寺より之  
不審新より之新文  
紙版より之  
新より之新文  
紙版より之

あるは古樹寺ふかたの 親忠君の法草を明恵  
十年ありてかたは法蓮書の中ふまはりて一巻は  
少いしは是れを始つる年いふは明恵の御代にて  
有る一巻は古樹寺の法草の中法蓮寺の法草の因  
て明恵の法草の御代に法蓮寺の法草の御代に  
ひかりて法蓮寺の法草の御代に法蓮寺の法草の  
これい 親忠君の法草の御代に法蓮寺の法草の  
少くは古樹寺の法草の御代に法蓮寺の法草の  
法明寺の法草の御代に法蓮寺の法草の御代に  
信光君の法草の御代に法蓮寺の法草の御代に  
永代法蓮寺の御代に法蓮寺の法草の御代に

普通法蓮寺 信光君の法草の御代に法蓮寺の法草の御代に  
早八人 法蓮寺の法草の御代に法蓮寺の法草の御代に  
法蓮寺の法草の御代に法蓮寺の法草の御代に  
早八人 法蓮寺の法草の御代に法蓮寺の法草の御代に  
喪ありて法蓮寺の法草の御代に法蓮寺の法草の御代に

信光公

興嗣

先死

親則

先死

守家

貞嗣

某

貞谷和尚

女子

守親

親忠公

御年四十九

昌龍

光直

光重

親真

公親

忠親

正則

四十六

女子

長勝 四

女子 戶賀崎十郎 大千代

親元

四十二

親世 十三

親次

親清

長親公

御年二十四

親房

無子

僧

親光

女子

十四

長家

十二

忠高

信忠公

御年八

親盛

三

光親

四十三

重親

某

女子

桑谷孫三郎 昌忠妻

孫三郎

女子

九根義作 守家勝妻

長則

女子

戶田孫四郎 宗光妻

憲光

女子

親正

正勝

御志  
喜  
光  
御五  
御七  
御八  
御九  
御十  
御十一  
御十二  
御十三  
御十四  
御十五  
御十六  
御十七  
御十八  
御十九  
御二十  
御二十一  
御二十二  
御二十三  
御二十四  
御二十五  
御二十六  
御二十七  
御二十八  
御二十九  
御三十  
御三十一  
御三十二  
御三十三  
御三十四  
御三十五  
御三十六  
御三十七  
御三十八  
御三十九  
御四十  
御四十一  
御四十二  
御四十三  
御四十四  
御四十五  
御四十六  
御四十七  
御四十八  
御四十九  
御五十

